

平成23年4月8日

平成23年（ハ）第1660号 債務不存在確認等請求事件

原告 山本弘明
被告 国ほか2名

札幌簡易裁判所民事10係 御中
TEL011-350-4627
FAX011-221-7755

原告 山本弘明

国からの移送申し立てに付いて

1、原告は過去の国家賠償請求民事訴訟提起複数事件に置いて「国家賠償請求事件は、原告訴訟額が小額訴訟事件であるが、簡易裁判所裁判官が法律問題で扱う事は不可能であるから、地方裁判所に移送する、訴訟額が小額でも、法律問題なので地方裁判所扱いとする」こう常に、仲間に協力した国家賠償も含めると7～9回程度は扱われているから、この訴訟は、始めから上記事実を伝え、札幌地方裁判所に提起したのである。

2、この事実を踏まえての本件訴訟指揮を「札幌地裁、田辺麻里子裁判官が、補正命令を提出させて応じた途端、簡易裁判所に移送したのである。それを又地裁に移送せよとは、原告の納付した郵券を好き勝手に使用しての移送合戦であり、原告に対しての不当な出費強要と捉えている。原告は訴状提出段階から、この訴訟は厳格な法律の争いであり、簡裁の裁判官は扱えないと、過去の実例を沿えて本訴訟を提起した以上、これ以上原告に出費をさせるべきでは無いと、当然考えている」

3、かかる裁判官と国との愚劣極まりない権力不当行使の繰り返しを認めていたのでは、国家賠償請求関係訴訟では、永遠にでも地裁と簡裁との間で移送繰り返しを行い、原告に莫大な不当郵券出費をさせられてしまう。

「本訴訟を地裁で行うなら、今月21日に地裁にて行うべきであるし、原告の郵券をこれ以上不当に使用してはならないので、本訴訟当事者には、ファックス程度で、或いは国の負担で地裁への移送通告をすべきである」

原告は始めから地裁にこの訴訟を求めたのであるから当然であろう。

4、過去の国家賠償民事訴訟は「全て国は”原告の訴えを棄却する、訴訟費用は原告の負担とする” これだけを答弁書に記載し、第一回口頭弁論開始後3分以内に”本件訴訟を終結させて下さい”と口頭で述べると、裁判官は、訴訟終結、次回判決”これを繰り返し、後は原告敗訴判決を作文し、終了だった。本訴訟もこの定番法律度外視訴訟方式で良いのでは無いのか」

先日、国、札幌市他相手の民事訴訟でも、国はこの定番を行ったであろう。第三者行為傷害受傷治療費を常にカルテ、診断書、レセプト偽造を持って一般傷病と偽って医療費を健康保険給付している制度を、国、司法は法の元行い続けているのだから、公式制度とするべきで、一回で、原告敗訴で良いのでは無いのか。本訴訟が長期化するとの、国の書面には賛同出来ない。

5、本文書は後に郵送する。

副本

平成23年(ハ)第1660号 債務不存在確認等請求事件

原告 山本弘明

被告 国ほか2名

移送申立書

平成23年4月6日

札幌簡易裁判所民事10係 御中

申立人(被告)指定代理人

〒060-0808 札幌市北区北8条西2丁目1番1


札幌法務局訟務部(送達場所)

(電話 011-709-2311)

(FAX 011-700-2718)

部 付 田 岡 薫 征 

上席訟務官 木 内 哲 夫 

訟 務 官 河 崎 雄 二 

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号

厚生労働省保険局国民健康保険課

課 長 補 佐 姫 野 泰 啓 

企画法令係長 正 野 直 子 

係 員 木 下 雄 太 

係 員 永 山 優 

第1 申立ての趣旨

本件を札幌地方裁判所に移送する

との裁判を求める。

第2 申立ての理由

1 本件は、平成20年10月21日に発生した相被告後藤潤（以下「被告後藤」という。）運転車両に起因する交通事故（以下「本件事故」という。）により受傷した原告が、平成22年4月1日以降、本件事故に係る原告の治療費として、原告が被保険者である札幌市国民健康保険から医療機関に給付された7万1810円について、その給付事由は被告後藤の加害行為によって生じたものであるから、本来給付できないものであるなどとして、本件事故に係る上記治療費に関する原告及び被告後藤の、被告国及び相被告札幌市に対する債務が不存在であるとの確認を求める事案のようである。

2 (1) 本件訴状及び「補正命令への解答」と題する書面によれば、本件は上記のような事案であると考えられるものの、原告の被告国に対する請求の趣旨及び請求の原因については、現時点においてなお判然としていない点もあり、このことは、原告に対して訴状の補正命令が出されていることから明らかというべきである。したがって、本件の審理においては、まず、原告の主張の整理が必要になると解され、審理が一定程度長期化することは否定できないというべきである。

また、原告は、国民健康保険制度について問題点を挙げる指摘していることなどからすれば、場合によってはこれらの点についても審理が及ぶ可能性は否定できないところ、その場合の本件審理の結果いかんによっては、全国の国民健康保険者（市町村及び国民健康保険組合）における事務手続等の全般にわたって多大な影響を及ぼす可能性があることから、その審理には慎重を期す必要がある。

以上によれば、本件は、簡易・迅速な手続により紛争を解決することを目

的とした簡易裁判所の審理にはなじまないものというべきである。

(2) また、札幌地方裁判所は、御庁の近隣に位置しているから、本件が移送さ

れても原告が本件の訴訟活動を行うに当たり、負担が増すこともない。

3 したがって、被告は、民事訴訟法18条に基づき、本件訴訟を札幌地方裁判所へ移送することを求める。

第3 結論

よって、申立ての趣旨記載のとおり決定を求める。